

大学教員の定数配分に係る基本指針

平成28年1月20日

(役員会決定)

平成30年	4月	1日	改正
令和2年	4月	1日	改正
令和4年	4月	1日	改正
令和5年	3月	2日	改正
令和5年	7月	31日	改正
令和6年	3月	21日	改正
令和6年	4月	18日	改正
令和6年	10月	17日	改正
令和7年	4月	1日	改正
令和8年	4月	1日	改正
令和8年	7月	16日	改正

1. 基本的考え方

国立大学を取り巻く状況は常に大きく変革しており、これらに対応するための人事・組織等の改革を継続的に進めていくことが求められている。

本学では、平成16年度の国立大学法人化後の中期目標期間ごとに、第1及び第2期は人件費の年1%削減、第3期は大学の機能強化促進等のための一定数の教員定数抑制を行い、社会の変化に対応できる教育研究組織への見直しに対応した教員定数の配分を行ってきた。

第4期では、学長ビジョンを反映した機能強化を促進し、各学部等の将来構想等の加速化等を支援するため、教員定数の配分を行うこととする。

2. 定数配分の際の考慮事項

定数配分に当たっては、各学部等における大学設置基準等法令に定める教員数(診療要員を含む。)を尊重するとともに、大学の財政状況や社会の変化に対応するための教育研究組織の見直しの必要性などを踏まえ、全学的な視点から業務分担の統合・縮小等を検討し、必要な教員定数の確保に努める。

さらに、年代構成のあるべき将来像を踏まえ、若手教員比率を維持する観点から、各学部等の教育研究の活性化・維持を目指した職階比率を意識し、教員定数の配分を決定する。

また、第3期中期目標期間中に改組した教育研究組織については、教育研究効果等を十分検証しつつ、当該組織の完成年度以降の教員組織の効率化を検討する。

3. 欠員教員定数の再配分

学部等における欠員となった教員定数は、学術研究院に返戻することとする。

教員定数の再配分を受けようとする学部等は、その要求内容について十分に検討を行い、中・長期的な学部等の全体計画、将来構想における位置付け、緊急性等、真に必要とする場合にのみ学長に申請するものとする。

学長は、役員会の議を経て再配分を決定する。

なお、再配分にあたり、原則として 24 月の留保期間を設けるものとする。

ただし、下表の区分欄に掲げる教員に係る定数の再配分における留保期間については、同表留保期間欄に掲げる期間とすることができる。

	区分	留保期間
1	法令等の定めにより、全学共通の業務に従事する大学教員	留保なし～24 月留保 ※ 1
2	国家資格等取得に必要な教育に従事する特定の資格を有する大学教員	留保なし～24 月留保 ※ 2
3	本学の大学教員（教授を除く。）が本学以外の大学に採用（本学在職時の職位よりも上位の職位に限る。）され転出することにより、当該教員が担当していた業務に重大な支障が生じ、留保期間を短縮することがやむをえないと認められる大学教員	留保なし ※ 3
4	上記 3 以外の突発的な退職等により、学生の教育に重大な支障が生じ、留保期間を短縮することがやむをえないと認められる大学教員	留保なし～24 月留保 ※ 4
5	共同教育学部又は大学院教育学研究科主担当の大学教員のうち、群馬県教育委員会との人事交流により採用する大学教員	留保なし ※ 5
6	医学部附属病院主担当の大学教員	3 月留保
7	医学部附属病院主担当以外の臨床に従事する大学教員	3 月～24 月留保 ※ 6
8	上記 1～7 以外で、定年退職により学生の教育に重大な支障が生じ、留保期間をなしとする又は短縮することがやむをえないと認められる大学教員	留保なし～24 月留保 ※ 7

※ 1 法令等に定められた全学共通の業務を実施する大学教員のうち、当該教員を欠くことにより、大学運営上重大な支障が生じる場合は、個別具体的に審査し、留保期間を設定する。

※ 2 法令等の定めにより、必要な資格を持った教員数を配置しなければ、国家資格取得等に必要な教育課程と認められない場合、個別具体的に審査し、留保期間を設定する。

※ 3 研究力の強化には、研究者の流動性の確保と知の循環の促進が重要な要素となっている。本学で経験を積んだ大学教員が他大学で活躍することは、将来的に共同研究等の増加や人的ネットワークの拡充につながり、本学の研究活動の高度化に資するものであることから、積極的な人材交流促進のため、大学教員の転出により重大な支障が生じる場合には留保期間を設けない。

ただし、令和 8 年 3 月 31 日までに生じた転出の場合は、転出の日から 18 月を留保期間とし、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までに生じる転出の場合は、転出の日から令和 9 年 9 月 30 日までの間を留保期間とする。なお、令和 8 年度及び令和 9 年度中に若手教員（採用時 38 歳以下とする。以下同じ。）

を採用する場合は、この限りでない。

- ※4 3以外の場合で、大学教員が突発的な退職等により欠員となり、当該学部等の他の教員の業務分担の見直しや非常勤講師の活用等によっても、欠員となる大学教員の業務を分担することが非常に困難で学生の教育に重大な支障が生じる場合は、個別具体的に審査し、留保期間を設定する。

ただし、大学教員の再配分に係る留保期間は、人件費を抑制する方策として実施していることから、留保期間を原則の期間より短縮する場合は、当該学部等のその後生じる定年退職者等における留保期間に当該短縮を行う期間を追加することにより、当該学部等において留保期間を確保することを必須要件とする。なお、令和8年度及び令和9年度中に若手教員を採用する場合は、この限りでない。

- ※5 群馬県教育委員会との覚書に基づき人事交流を行っている大学教員は、本学の人事計画のみならず、群馬県教育委員会の人事計画に基づき人事交流候補者を決定していることから、留保期間を設けた場合、群馬県教育委員会全体の人事計画に重大な影響を及ぼすこととなりかねないため、原則として留保期間を設けない。

- ※6 診療に従事する大学教員については、「診療エフォート」「診療報酬への寄与度」「当該ポストが空席となることによる、他の医師の働き方改革への影響度合い」を、個別具体的に審査し、留保期間を設定する。

- ※7 教員定数の再配分の申請に際して、若手教員を採用すること、かつ申請する教員ポストと同等以上の職位で既に学術研究院に返戻された教員ポスト又は2年以内に定年退職する教員ポストを不補充とすることを条件に、再配分を希望する教員定数の留保期間をなしとする又は短縮する。ただし、令和8年度及び令和9年度中に採用する場合は、教員ポストの不補充を条件から外すことができる。

4. 再配分後の教員定数の取扱い

「3. 欠員教員定数の再配分」により各学部等へ教員定数を再配分した後、2年間、教員の配置を行わなかった場合は、当該教員定数は学術研究院に返戻するものとする。

5. 定数の活用

第4期中期目標期間中の各学部等の将来構想及び機能強化の取組みの加速化を実現させるため、必要に応じ、学長裁量経費等による教員定数を貸与することによって各学部等の人事計画の前倒し採用を支援する。

なお、当該貸与定数については、各学部等の人事計画における将来の退職教員に係る教員定数により学術研究院に返戻する。

6. 運営費以外による定数配分

上記2～5以外の教員定数の配分を得ようとする学部等は、学長に申請するものとする。

申請に当たっては、その要求内容について十分に検討を行い、学部等の全体計画、将来構想における位置付け、真に必要とする理由及び財源の継続性について示すも

のとする。

本定数の決定は、役員会の議を経て学長が決定する。

平成16年5月17日役員会決定の「欠員教員の後任補充等に係る基本指針」は廃止する。